

経 済 産 業 省

20210913貿局第1号
輸出注意事項2021第27号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年9月24日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は公布の日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け 6 2 貿局第 3 2 2 号・輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）

改 正 後	現 行
2－2 農林水産大臣の同意 (略) (1) (略) (2) 個別同意 包括同意の行われていない貨物の輸出承認に対する同意は、 <u>農林水産大臣</u> <u>に対して</u> 申請ごとに求めなければならない。	2－2 農林水産大臣の同意 (略) (1) (略) (2) 個別同意 包括同意の行われていない貨物の輸出承認に対する同意は、 <u>本省貿易経済</u> <u>協力局貿易管理部農水産室から農林水産省大臣官房国際部国際経済課へ</u> 申請 ごとに求めなければならない。

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）

改 正 後	現 行																										
I・II （略） III 輸出許可申請等 1 （略） 2 輸出許可書等の記載要領 （1）～（3）（略） （4）「4. 輸出者／再輸出者」の欄 輸出者又は再輸出者の正確な名称（個人の場合は個人名、法人の場合は法人名）及び住所並びに国名（JAPAN）を記載する。 3 輸出許可書等の事務取扱 （1） 輸出許可書等の処理 （イ） （略） （ロ） （略） <table><tr><th colspan="2">条約の附属書による区分</th><th>関 係 省</th></tr><tr><td rowspan="2">動物界</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">植物界</td><td>草本類</td><td>農林水産省農産局園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> （ハ）～（リ） （略） （2）～（5） （略） IV・V （略）	条約の附属書による区分		関 係 省	動物界	（略）	（略）	（略）	（略）	植物界	草本類	農林水産省農産局園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室	（略）	（略）	I・II （略） III 輸出許可申請等 1 （略） 2 輸出許可書等の記載要領 （1）～（3）（略） （4）「4. 輸出者／再輸出者」の欄 輸出者又は再輸出者の正確な名称（個人の場合は個人名、法人の場合は法人名）及び住所並びに国名（JAPAN）又は地域名を記載する。 3 輸出許可書等の事務取扱 （1） 輸出許可書等の処理 （イ） （略） （ロ） （略） <table><tr><th colspan="2">条約の附属書による区分</th><th>関 係 省</th></tr><tr><td rowspan="2">動物界</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">植物界</td><td>草本類</td><td>農林水産省生産局農産部園芸作物課</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> （ハ）～（リ） （略） （2）～（5） （略） IV・V （略）	条約の附属書による区分		関 係 省	動物界	（略）	（略）	（略）	（略）	植物界	草本類	農林水産省生産局農産部園芸作物課	（略）	（略）
条約の附属書による区分		関 係 省																									
動物界	（略）	（略）																									
	（略）	（略）																									
植物界	草本類	農林水産省農産局園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室																									
	（略）	（略）																									
条約の附属書による区分		関 係 省																									
動物界	（略）	（略）																									
	（略）	（略）																									
植物界	草本類	農林水産省生産局農産部園芸作物課																									
	（略）	（略）																									

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）

改 正 後	現 行
5 承認の条件 適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。 （1）～（3）（略） （注1）上記（3）中の「ワニ目の種の皮等」とは、ワニ目（C r o c o d y l i a）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。）をいう。 （注2）上記（3）中の「ワニ皮タグ」とは、条約決議11．12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム（タグ制度）による標識をいう。	5 承認の条件 適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。 （1）～（3）（略） （注1）上記（2）中の「ワニ目の種の皮等」とは、ワニ目（C r o c o d y l i a）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。）をいう。 （注2）上記（2）中の「ワニ皮タグ」とは、条約決議11．12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム（タグ制度）による標識をいう。